

令和7年度 第1回平塚市防災会議

日時 令和7年11月5日(水) 午後1時30分から

場所 平塚市役所本館3階 302会議室



次第



1 開会

2 会長あいさつ

3 議題

(1) 平塚市地域防災計画の改訂について

(2) 平塚市国土強靱化地域計画の改訂について

4 今後のスケジュールについて

5 その他

(1) 報告事項

(2) 各委員からの周知事項等

3(1) 平塚市地域防災計画の改訂について



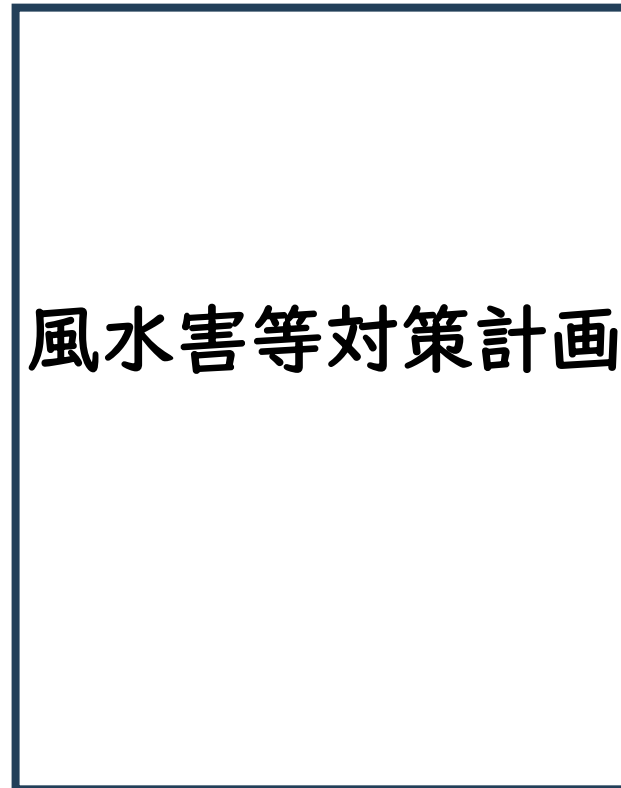
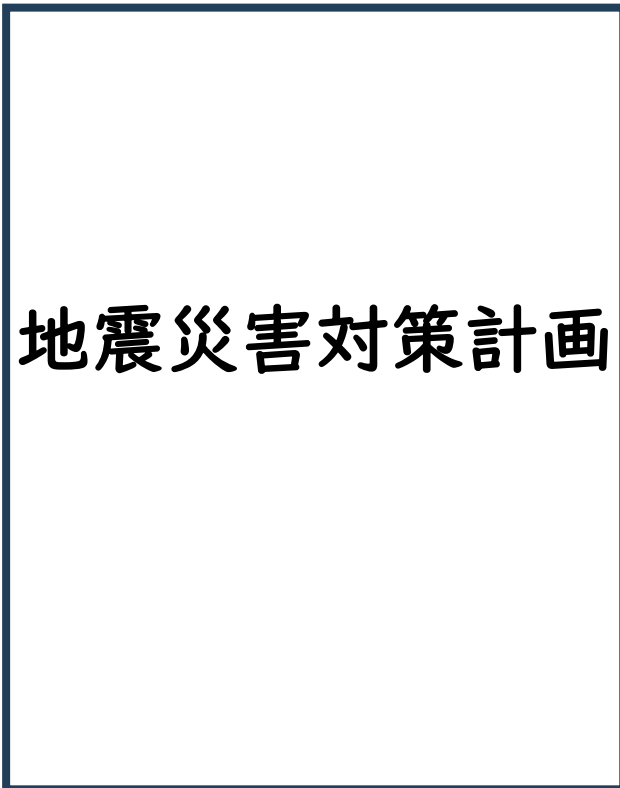
- ア 本市の地域防災計画の構成
- イ 改訂素案(案)の概要
- ウ 地震災害対策計画、風水害等対策計画共通の改訂
- エ 地震災害対策計画の改訂
- オ 風水害等対策計画の改訂

3(1) 平塚市地域防災計画の改訂について



ア 本市の地域防災計画の構成

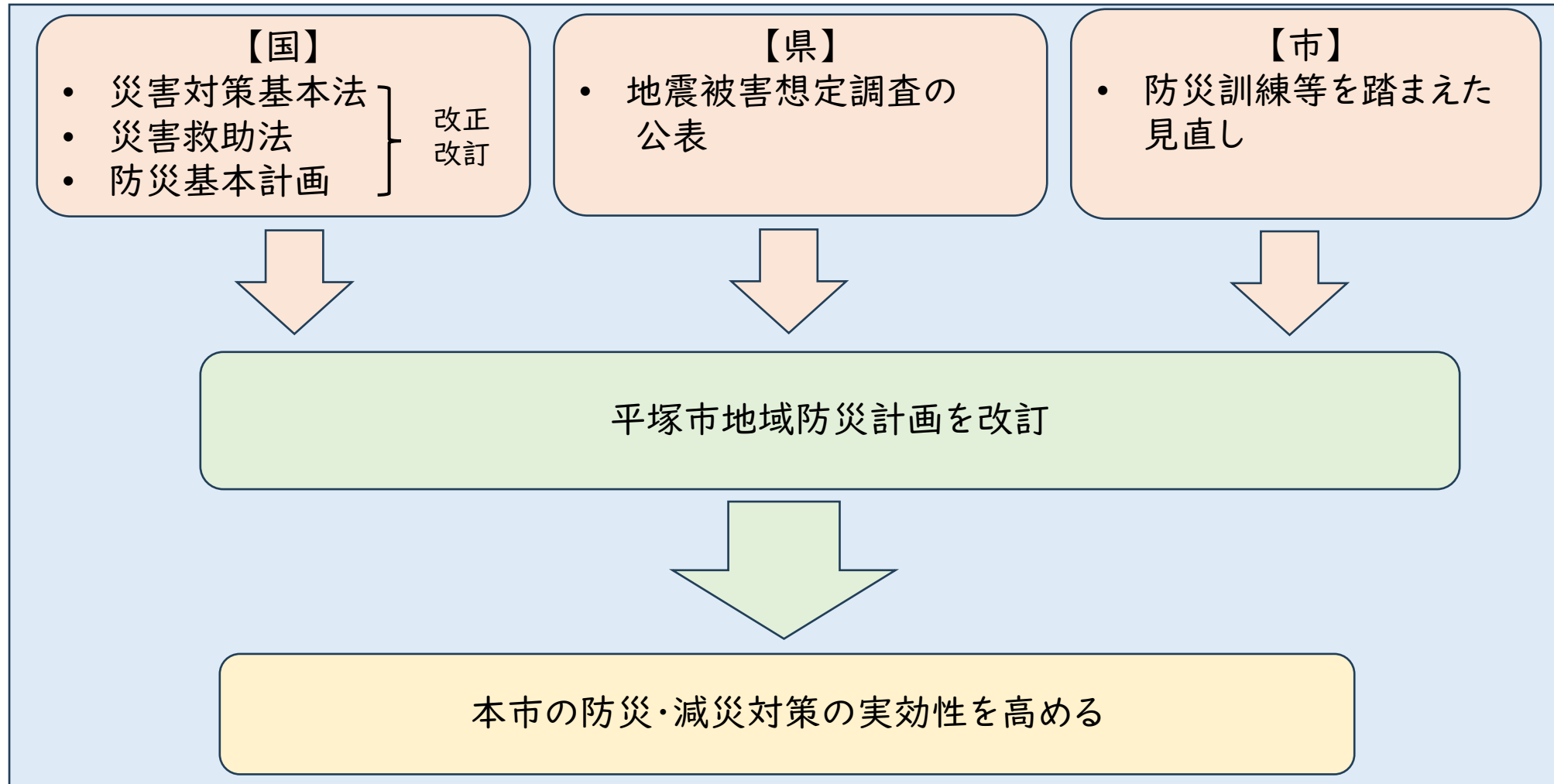
2つの計画と各種様式等を掲載した資料編の3種類





3(1) 平塚市地域防災計画の改訂について

イ 改訂素案(案)の概要



3(1) 平塚市地域防災計画の改訂について



ウ 地震災害対策計画、風水害等対策計画共通の改訂

(ア) 国の改訂に基づく改訂

a 災害対策基本法改正

- 「被災者援護協力団体」登録制度の創設
→ 登録した団体の情報収集に努めることを記載
- 防災物資の備蓄状況を年1回公表することを規定
→ 防災物資の備蓄状況を公表することを記載

b 災害救助法改正

- 救助の対象に「福祉サービスの提供」が追加
→ 対象者、救助の範囲、対象経費等を記載

3(1) 平塚市地域防災計画の改訂について



ウ 地震災害対策計画、風水害等対策計画共通の改訂

(ア) 国の改訂に基づく改訂

c 防災基本計画の改訂（災害対策基本法改正の重複項目を除く）

- 被災者支援の充実
 - 保健医療福祉活動の連携強化に向けた訓練の実施
 - 広域避難時の避難先自治体への情報提供

3(1) 平塚市地域防災計画の改訂について



ウ 地震災害対策計画、風水害等対策計画共通の改訂

(イ) 本市の状況を踏まえた改訂

α 防災訓練等を踏まえた改訂

- 災害対策本部強化を目的に各種訓練を実施
→ 訓練の実施結果を踏まえ、応急給水活動に関する内容を整理

3(1) 平塚市地域防災計画の改訂について



エ 地震災害対策計画の改訂

(ア) 国の改訂に基づく改訂

α 防災基本計画の改訂

- ライフライン復旧の迅速化
→ 上下水道について、優先復旧箇所的事前選定に努めることを記載
- 津波時の浸水想定等を勘案した消防体制の整備
→ 「平塚市警防規程 平塚市消防本部津波対策要綱」で定めている旨を記載



3(1) 平塚市地域防災計画の改訂について

エ 地震災害対策計画の改訂

(イ) 県の地震被害想定調査に基づく改訂

α 「神奈川県地震被害想定調査報告書」(R7.3月)の反映

- 前回の調査報告書(H27.3月)以降、新たな被害想定結果が公表
→ 被害想定を反映

<新たな被害想定の特徴>

	理由	本市の対策
避難者数の増加	断水人口が避難者数に計上	「水・食糧・トイレ」がなく避難所に来る人を減らすため、家庭内備蓄確保(自助)を促進
要配慮者数の増加	対象範囲の拡大 (高齢者:75歳以上→65歳以上) (要介護者:要介護3以上→要介護認定者)	災害関連死のリスクが高い要配慮者に対し、保健活動班をR7.4月に創設し、必要な支援を確保する体制を整備

3(1) 平塚市地域防災計画の改訂について



オ 風水害等対策計画の改訂

(ア) 国の改訂に基づく改訂

α 「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」(R7.3月)の公表

※本市に影響を及ぼすおそれのある火山は富士山・箱根山

→ 被害想定、広域降灰に関する平時の対策、災害時の応急対策、噴火発生後の応急対策等を記載



ア 国土強靱化とは

イ 本市の国土強靱化地域計画の構成

ウ 改訂素案(案)の概要



ア 国土強靱化とは

災害の発生の際に甚大な被害を受け、その都度、長期間をかけて復旧・復興を図るといった事後対策の繰り返しを避け、いかなる災害等が発生しようとも最悪な事態に陥ることが避けられるような「強さ」と「しなやかさ」を持った安全・安心な社会を平時から作り上げていこうとするものです。



3 (2) 平塚市国土強靱化地域計画の改訂について



イ 本市の国土強靱化地域計画の構成

【基本目標】

- ① 人命の保護が最大限図られること
- ② 市域の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること
- ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害の最小化
- ④ 迅速な復旧復興

【事前に備えるべき目標】

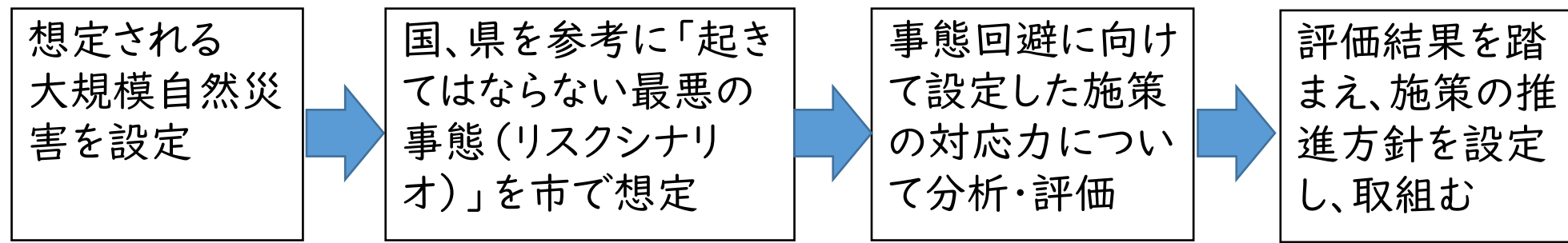
- ① 直接死を最大限防ぐ
- ② 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確実に確保する
- ③ 必要不可欠な行政機能を確保する
- ④ 必要不可欠な情報通信機能・情報サービスを確保する
- ⑤ 経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限に留めるとともに、早期に復旧させる
- ⑦ 制御不能な複合災害・二次災害を発生させない
- ⑧ 社会・経済が迅速かつ被災前より強靱な姿で復興できる条件を整備する



イ 本市の国土強靱化地域計画の構成

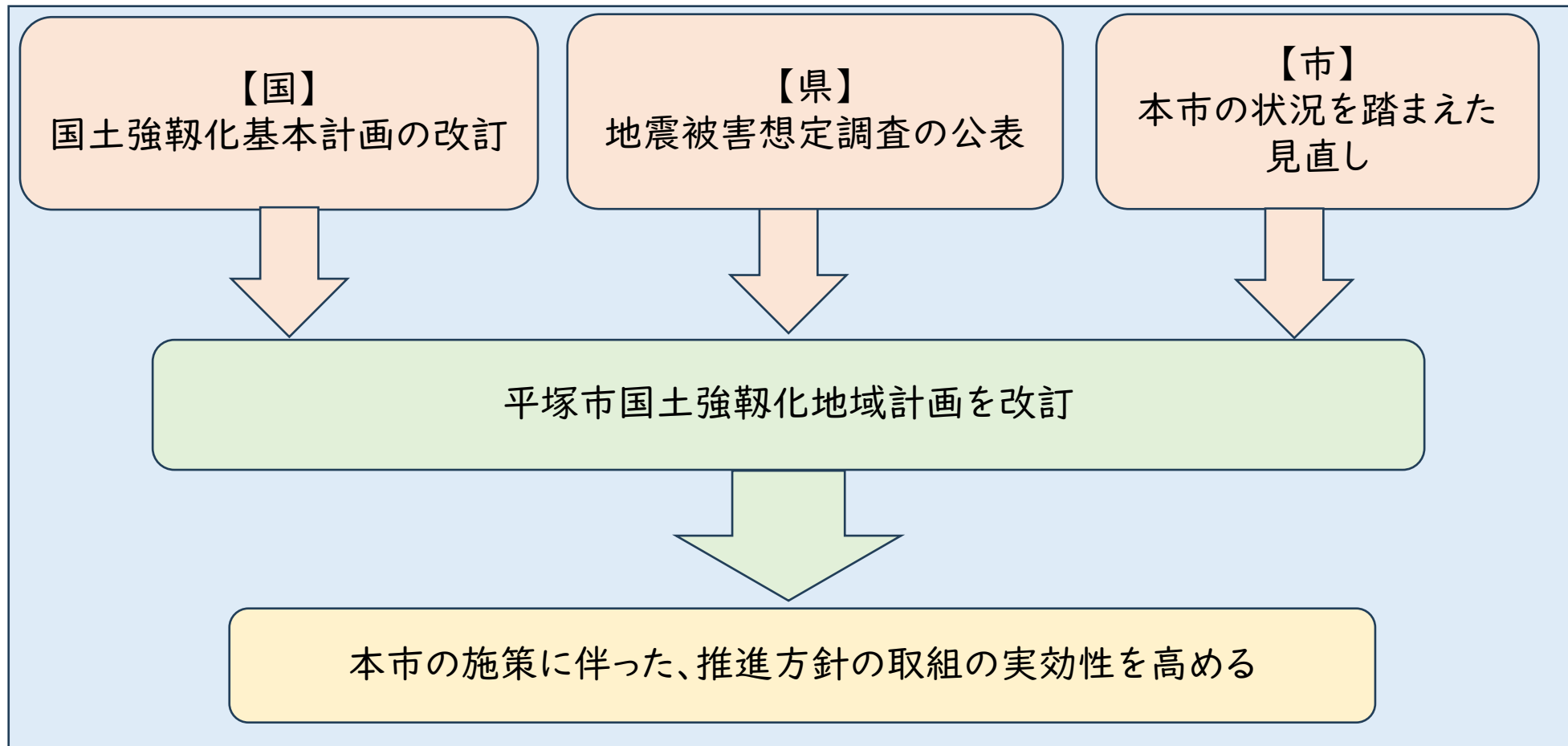
本計画では、国の基本計画及び県の地域計画に定められた起きてはならない最悪の事態（リスクシナリオ）を参考に、本市の地理的条件、社会・経済的条件、災害特性を踏まえて整理・統合を行い、平塚市のリスクシナリオを想定しました。

これに対し施策ごとに推進方針を定め、主な取組を位置づけ、庁内の関係部局が連携を図り、実効性及び効率性の確保に努めています。





ウ 改訂素案(案)の概要





ウ 改訂素案(案)の概要

(ア) 国の新たな国土強靱化基本計画の改訂を踏まえた見直し

α 「デジタル等新技術の活用による施策の高度化」の追記

→ デジタル技術を活用して災害対応を迅速・的確に実施するため、施策の推進方針及び主な取組へ反映

β 地域における防災力の一層の強化(地域力の発揮)の追記

→ 避難者に対する健康管理施策を実施して災害関連死を防ぐため、施策の推進方針へ反映

ウ 改訂素案(案)の概要

(イ) 「神奈川県地震被害想定調査報告書(R7.3月)の反映

- 前回の調査報告書(H27.3月)以降、新たな被害想定結果が公表
→被害想定を反映

<新たな被害想定の特徴>

	理由	本市の対策
避難者数の増加	断水人口が避難者数に計上	「水・食糧・トイレ」がなく避難所に来る人を減らすため、家庭内備蓄確保(自助)を促進
要配慮者数の増加	対象範囲の拡大 (高齢者:75歳以上→65歳以上) (要介護者:要介護3以上→要介護認定者)	災害関連死のリスクが高い要配慮者に対し、保健活動班をR7.4月に創設し、必要な支援を確保する体制を整備

3 (2) 平塚市国土強靱化地域計画の改訂について



ウ 改訂素案(案)の概要

(ウ) 本市の状況を踏まえた見直し

a 平塚市下水道施設耐震長寿命化計画

→ R6.3月に策定された平塚市下水道施設耐震長寿命化計画を施策の主な取組へ新たに記載

b 平塚市立地適正化計画

→ R7.3月に策定された平塚市立地適正化計画を施策の主な取組へ新たに記載

c 組織改正を踏まえた改訂

→ 各施策の主な取組を円滑に実施できるよう、関係部局を見直し

d 近年影響を受けた災害の反映

→ 本市に影響を及ぼしたR3.7.3の大雨及びR6台風第10号の被害を記載

e 市内の人口及び降水量の反映

→ 本市の人口をR7年度に更新し、併せて年間平均の雨量を更新

4 今後のスケジュールについて



時期	内容
11月17日(月)	パブリックコメントの実施に係る議会への報告
11月21日(金) ~12月22日(月)	パブリックコメントの手続き 実施
1月22日(木)	第2回庁内策定委員会
2月中旬	第2回平塚市防災会議(改訂計画策定)
3月中旬頃	記者発表

5 その他(1) 報告事項



① 災害時医療(臨時救護所等)見直しの進捗

1 臨時救護所・災害時地域医療機関(平塚市休日・夜間急患診療所)の現状

(1) 設置基準等

必要に応じて平塚市医師会等の協力により設置

【臨時救護所】(11カ所)

太洋中、なでしこ小、松原小、金田小、大野小、神田小、平塚球場、岡崎小、旭小、
金目小、富士見小

【災害時地域医療機関】 平塚市休日・夜間急患診療所

(2) 役割

- ・治療優先順位の振り分け(トリアージ)
- ・軽症者に対する処置
- ・中等症・重症者に対する搬送までの応急処置
- ・災害拠点病院等への搬送要請

5 その他(1) 報告事項



2 防災会議での課題提起

令和6年度第1回防災会議で久保田委員より災害時の医療救護活動の考え方について課題提起がなされました。

- 傷病の重症度に応じた医療拠点の整理
- 平塚市休日・夜間急患診療所と臨時救護所の役割等の見直し

3 災害時医療の課題

(1) 大規模災害時の災害医療の課題

- 医療資源の不足、偏在
- 救急病院等へ傷病者が殺到（阪神淡路大震災、東日本大震災等）

(2) 臨時救護所の課題

- 医療資機材の不足（現状、臨時救護所には医薬品、医療資機材の備蓄がない）
- 過去の事例では急性期に傷病者が救護所に来所し、処置をした記録がない²²

5 その他(1) 報告事項



4 災害時医療の見直しの方向性

(1) 本市の災害時医療体制整備の方針

大規模災害時に『救える命を救う』ことを目標に、限られた市内医療資源で効率的、効果的な対応ができる体制を構築する

(2) 臨時救護所見直しの方向性

- 大規模災害時に傷病者の殺到が予想される救急病院への対応を重視
→ 救急病院の敷地内または近傍に臨時救護所を設置
臨時救護所は応援医療チームが派遣されるまでの期間を対応
(発災から72時間を目途)
- 市内診療所は可能な限り診療を継続

5 その他(1) 報告事項



5 臨時救護所の見直しによる効果

傷病者の殺到が予想される救急病院に医師等の医療資源を集中することができ、病院機能の低下を防ぐことが期待できる

6 見直し後の対応(案)

- 災害拠点病院、救急病院、一般病院、診療所、平塚市医師会、その他医療関係機関の連携強化
- 臨時救護所、災害時地域医療機関の活動訓練等の実施
- 資機材等の整備
- 災害時医療活動に関する市民等への啓発

5 その他(1) 報告事項



②カムチャツカ半島付近の地震に伴う津波への対応

1 地震の概要

- 地震発生日時：令和7年7月30日(水) 8時25分頃
- 震源地及び地震の規模

震源地：ロシア カムチャツカ半島付近

地震の規模：Mw8.8

- 震度2が観測された市町：釧路市、釧路町、厚岸町、標津町、別海町

2 津波の概要

- 最大波：岩手県久慈市 久慈港 13時52分 1.3m
- 相模湾での最大波：三浦市油壺 11時45分 0.2m

5 その他(1) 報告事項



3 津波注意報・警報

日	時刻	内容
7月30日	8時25分	カムチャツカ半島付近でMw8.8の地震発生
	8時37分	相模湾・三浦半島予報区に津波予報(若干の海面変動)を発表
	9時40分	相模湾・三浦半島予報区に津波警報を発表 (予想される津波の高さは最大3m)
	18時30分	相模湾・三浦半島予報区の津波警報を津波注意報に切替え
7月31日	10時45分	相模湾・三浦半島予報区の津波注意報を解除

5 その他(1) 報告事項



4 本市の対応

日	時刻	事象	内容
7月30日	9時40分	津波警報 発表	災害対策本部設置
	9時48分	避難指示 発令	発令区域 唐ヶ原、撫子原、海岸付近、漁港内、 河口周辺の堤防の内側付近 発信媒体 防災行政無線、防災ラジオ緊急割込み、エリアメール・ 緊急速報メール、X, ほっとメール、LINE、SCNデータ放 送、Lアラート
	10時10分		第1回災害対策本部会議開催 避難所開設、一時滞在場所開設、各種情報発信を決定
	13時17分		市長メッセージ発出



5 その他(1) 報告事項

4 本市の対応

日	時刻	事象	内容
7月30日	18時30分	津波注意報 へ切替	唐ヶ原、撫子原への避難指示を解除 その他の地域は継続
7月31日	10時45分	津波注意報 解除	避難指示をすべて解除(11時10分) 市の体制を解散

その他対応

- 消防による海面監視、避難誘導、注意喚起を実施
- 平塚ラスカで初めて一時滞在者を受入れ(最大約200人)
- 開設した避難所(最大避難者数805人)
 - 浜岳中学校(15人)、花水小学校(100人)、なでしこ小学校(51人)、
港小学校(29人)、太洋中学校(70人)、平塚競輪場(21人)、高浜高校(19人)
平塚工科高校(500人) ※熱中症対策として空調設備の整った場所を使用
- 保健活動班(保健師)による要配慮者、体調不良者支援を目的とした避難所巡回
- 水門の閉鎖



5 その他(1) 報告事項

5 今回の対応の評価及び課題と対応

評価	
<p>津波警報発表時の各種対策を地域防災計画に基づき実施することができた。</p> <ul style="list-style-type: none">• 人命に直結する、避難指示発令、消防による避難誘導等を迅速に実施• 熱中症対策として避難所では空調設備の整った場所を使用	

No.	課題	対応
1	避難情報発令区域の表現 (「海岸付近」、「河口周辺」が人により解釈が異なった)	解釈の違いを生じさせないように、表現を見直し、区域を具体的なものと変更します。
2	津波警報(最大3m)の津波による本市の影響の周知	津波警報、大津波警報発表時の本市への影響及び避難情報発令区域等の周知を引き続き継続します。